

産業廃棄物処分業 事業計画

1. 事業の全体計画

排出事業者自身もしくは排出事業者が委託契約をした収集運搬業者により搬入された産業廃棄物を中間処理します。実際の業務は、排出事業者と文書による契約を結び、関係法令等を遵守し行います。

廃棄物の処理状況については、マニフェスト伝票を使用して確認します。

扱う廃棄物の排出元と、中間処理の方法としては、下記のように予定しています。

汚泥； 食品加工場の水処理に伴う有機汚泥 → 下記①、②もしくは③により処分。

- ① 乾燥し、乾燥した汚泥を焼却
- ② 肥料及びマンガスの製造
- ③ 肥料の製造

汚泥； ガソリンスタンド等の土砂分離槽などから排出される無機汚泥 → 焼却

廃油； 食品加工に伴う廃食用油等 → 焼却

廃プラスチック類；

- ① 食品加工業、建設・建築業などから排出される廃棄物
→ 焼却(但し、概ね 50cm を超える場合は前処理として破碎してから焼却)
もしくは 破碎(但し、汚れ等がなく再生利用が可能な場合には破碎後製品として販売し、それ以外は破碎後に焼却もしくは、他社にて埋立処分)
- ② 病院・医院等の医療機関から排出される非感染性の廃棄物
→ RPF 原料の製造(破碎、蒸気高温高圧滅菌)。
(処理物は主に固形燃料(RPF)の原料として売却するか、自社施設で焼却する)。

燃え殻； 自治体のし尿処理場の脱臭設備等より排出される廃活性炭等 → 焼却

紙くず； 建設・建築現場から排出される廃棄物

→ 焼却(但し、概ね 50cm を超える場合は破碎後に焼却)

木くず、繊維くず； 建設・建築現場から排出される廃棄物

→ 焼却(但し、概ね 50cm を超える場合は破碎後に焼却)

木くず； 建設・建築現場から排出される木くずの内、伐採木や生木類

→ 肥料の製造

動植物性残さ； 乳製品製造に伴う固形残さ(チーズかす等)等 → 下記①、②、③もしくは④で処分。

- ① 焼却
- ② 飼料製造
- ③ 肥料及びマンガスの製造
- ④ 肥料の製造

ゴムくず； 建設業等に起因する廃棄物 → 焼却(但し、概ね 50cm を超える場合は破碎後に焼却)

金属くず； 医療機関から非感染性廃棄物として排出される廃棄物 → 焼却

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず； 下記①もしくは②により処分します。

- ① 焼却(建設・建築現場から排出されるガラスウール。あるいは木くず、廃プラスチック類などに付着したもの)
- ② 破碎(建設・建築現場から排出される板ガラス。食品加工場等から排出されるガラス製容器等)

廃酸； 医療機関や印刷業から排出される廃定着液等 → 中和

廃酸； 農業協同組合、食品製造業等から廃棄される廃乳及び廃飲料

→ 下記①もしくは②で処分。

- ① 乾燥処分後、処理物(汚泥)を焼却
- ② 肥料及びマンガスの製造

廃アルカリ； 医療機関や印刷業から排出される廃現像液、自動車整備・解体等に伴う廃不凍液等

→ 下記①もしくは②により処分。

<p>① 中和 ② 焼却</p> <p>廃アルカリ； 農業協同組合、食品製造業等から廃棄される廃乳または廃飲料 → 下記①もしくは②で処分。</p> <p>① 乾燥し、乾燥した汚泥を焼却</p> <p>② 肥料及びメタングスの製造</p> <p>動物のふん尿； 酪農業から発生の牛ふん尿等 → 下記①もしくは②で処分</p> <p>① 肥料及びメタングスの製造</p> <p>② 肥料の製造</p>

2. 処分する産業廃棄物の種類及び処分量等

	産業廃棄物の種類	処分量(t/月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	処分方法	予定処分先の名称及び所在地
1	汚泥	10	泥状	食品加工場等	乾燥	株式会社マテック 苫小牧支店第2事業所 勇払郡厚真町字共和 114番2、114番7
2	汚泥	10	泥状	食品加工場等	肥料及びメタングスの製造 又は 肥料の製造	株式会社DISPO. 帯広市西20条北4丁目2番地 【肥料、たい肥として近隣農家等に販売又は譲渡】
3	汚泥	10	泥状	ガソリンスタンド等	焼却	株式会社マテック 苫小牧支店第2事業所 勇払郡厚真町字共和 114番2、114番7
4	廃油	15	液状	食品加工場等	焼却	同上
5	廃プラスチック類	170	固形状	食品加工場、 建設・建築現場等	焼却	同上
6	廃プラスチック類	50	固形状	食品加工場、 建設・建築現場等	破碎	小川建設工業株式会社 ・足寄郡足寄町芽登2134 2135、2316、2137 ・足寄郡足寄町2133、2134、 2135-1、2137-1、2138-1、 6826、6826
						株式会社マテック 石狩市新港南1丁目22番地69
7	廃プラスチック類 (非感染性の 廃プラスチック類)	20	固形状	病院・医院等の医療機関	RPF原料の製造 (破碎、蒸気 高温高压滅菌)	【固形燃料(RPF)の原料として売却】 (株)ウインクリン 帯広市西23条 北4丁目6番地5
						(自己処理(焼却)後) 株式会社マテック 苫小牧支店第2事業所 勇払郡厚真町 字共和114番2、114番7

	産業廃棄物の種類	処分量(t/月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	処分方法	予定処分先の名称及び所在地
8	燃え殻	1	固形状	自治体のし尿処理場等	焼却	株式会社マテック 苫小牧支店第2事業所 勇払郡厚真町字共和 114番2、114番7
9	紙くず	30	固形状	建設・建築現場等	焼却	同上
10	木くず	50	固形状	建設・建築現場等	焼却	同上
11	木くず (伐採木、生木)	20	固形状	建設・建築現場等	肥料の製造	株式会社DISPO. 帯広市西20条北4丁目2番地 【たい肥として近隣農家等に 販売又は譲渡】
12	繊維くず	20	固形状	建設・建築現場等	焼却	株式会社マテック 苫小牧支店第2事業所 勇払郡厚真町字共和 114番2、114番7
13	動植物性残さ	5	固形状	乳製品製造業等	焼却	同上
14	動植物性残さ	20	固形状	乳製品製造業等	飼料製造	【処理物販売先】 株式会社ドリームホーク 河西郡芽室町西7条8丁目1
15	動植物性残さ	270	固形状	乳製品製造業等	肥料及びメタン ガスの製造 又は 肥料の製造	株式会社DISPO. 帯広市西20条北4丁目2番地 【肥料、たい肥として近隣農家 等に販売又は譲渡】
16	ゴムくず	2	固形状	建設業等	焼却	株式会社マテック 苫小牧支店第2事業所 勇払郡厚真町字共和 114番2、114番7
17	金属くず	0.5	固形状	医療機関等	焼却	株式会社マテック 苫小牧支店第2事業所 勇払郡厚真町字共和 114番2、114番7
18	ガラスくず、コンクリ ートくず及び陶 磁器くず	5	固形状	建設・建築現場等	焼却	同上
19	ガラスくず、コンクリ ートくず及び陶 磁器くず	5	固形状	建設・建築現場、 食品加工場等	破碎	株式会社マテック 安定型最終処分場 河西郡芽室町平和西17線 32-4 河西郡芽室町平和西18線 31-3、31-7、33-1、33-3、33-8

	産業廃棄物の種類	処分量(t/月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	処分方法	予定処分先の名称及び所在地
20	廃酸	1	液状	医療機関等	中和	株式会社マテック 苫小牧支店第2事業所 勇払郡厚真町字共和 114番2、114番7
21	廃酸(但し、廃乳及び廃飲料に限る)	1	液状	農業協同組合、食品製造業等	乾燥	同上
22	廃酸(但し、廃乳及び廃飲料に限る)	25	液状	農業協同組合、食品製造業等	肥料及びメタンガスの製造	株式会社DISPO. 帯広市西20条北4丁目2番地 【肥料として近隣農家等に販売又は譲渡】
23	廃アルカリ	0.2	液状	医療機関等	中和	株式会社マテック 苫小牧支店第2事業所 勇払郡厚真町字共和 114番2、114番7
24	廃アルカリ	10	液状	医療機関、自動車整備工場等	焼却	同上
25	廃アルカリ(但し、廃乳及び廃飲料に限る)	5	液状	食品製造業	乾燥	同上
26	廃アルカリ(但し、廃乳及び廃飲料に限る)	25	液状	農業協同組合、食品製造業等	肥料及びメタンガスの製造	株式会社DISPO. 帯広市西20条北4丁目2番地 【肥料として近隣農家等に販売又は譲渡】
27	木くず	35	固形状	建設・建築現場等	破砕	株式会社DISPO.(焼却処分) 帯広市西20条北4丁目2番地
28	廃プラスチック類	65	固形状	食品加工場、建設・建築現場等	破砕	同上
29	ゴムくず	1	固形状	建設・建築現場等	破砕	同上
30	繊維くず	5	固形状	建設・建築現場等	破砕	同上
31	紙くず	10	固形状	建設・建築現場等	破砕	同上

	産業廃棄物の種類	処分量 (t/月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	処分方法	予定処分先の名称及び所在地
32	動物のふん尿	35	泥状、液状	酪農業	肥料及びメタンの製造 又は 肥料の製造	株式会社DISPO. 帯広市西20条北4丁目2番地 【肥料、たい肥として近隣農家等に販売又は譲渡】

3. 処分業務の具体的な計画(処分業務を行う時間、休業日)

- (1)焼却処分 24時間/日、年間330日稼働
- (2)乾燥処分 24時間/日、年間350日稼働
- (3)中和処分 処分を行う時間 午前9時～午後7時
休業日:日曜日及び祝祭日
- (4)破碎処分 8時間/日、年間330日稼働
- (5)飼料製造 8時間/日、年間250日稼働
- (6)RPF原料の製造(破碎、蒸気高温高圧滅菌) 9時間/日、年間250日稼働
- (7)肥料及びメタンガスの製造
24時間/日、年間350日
- (8)肥料の製造 24時間/日、年間330日

4. 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

1) 焼却施設

- ① 焼却炉からの排ガスは消石灰・活性炭の吹込みとバグフィルターにより無害化します。
- ② バグフィルターに捉えられたばいじんはキレート剤と混練して重金属等の無害化を施します。
- ③ 大きさが概ね50cmを超える廃棄物は前処理として破碎を行います。
- ④ 騒音対策として施設全体は建屋内に設置しています。

2) 乾燥施設

- ① 騒音、臭気対策として施設全体は建屋内に設置しています。
- ② 汚泥等の乾燥に伴い発生する高濃度の臭気を伴う水蒸気は焼却炉内に導入し、臭気成分を高熱により分解しています。

3) 中和設備

- ① pH計、薬液用定量ポンプ、攪拌機を備えた中和装置で処分します。
- ② 中和後の廃液は焼却炉のごみピットに散布し、敷地外への流出はありません。

4) 破碎設備

- ① 騒音、粉塵対策として設備全体は建屋内に設置します。

5) 飼料の製造施設

- ① 他の中間処理施設からの粉塵等の影響を避けるため、別の室内に設置しています。
- ② 飼料の原料となる動植物性残さの変質を避けるため、原則として受入後1日以内に飼料の製造工程に投入し、製造後1日以内に出荷いたします。
変質の可能性の高い動植物性残渣については冷凍・冷蔵庫にて保管します。
- ③ 飼料の原料となる動植物性残さの受入れ及び処理物(製品飼料)の出荷時における目視及び臭気の検査により、異物、カビ、腐敗等の影響を防ぎます。
- ④ 施設の衛生状態を維持するため、毎日の稼働終了時には、施設の清掃、機器類の洗浄・消毒を行います。
- ⑤ 飼料安全法に基づいた生産管理を行い、製品飼料の品質及び安全性を維持します。

6) RPF原料の製造(破碎、蒸気高温高圧滅菌)

- ① 非感染性の廃プラスチック類は、排出元で専用容器に収められた状態のまま滅菌装置に投入します。
- ② 廃棄物が投入された処理槽は、破碎、蒸気高温高圧滅菌工程が完了するまで密閉状態が保持されます。
- ③ 蒸気高温高圧滅菌中の処理槽内の気圧の調整において、気圧が設定値(0.4MPa)を超過した場合は、除菌用フィルターを通して水蒸気圧が槽外に放出されます。
除菌用フィルターは滅菌のサイクル毎に高温水蒸気により滅菌されます。
- ④ 機器異常により処理槽内の気圧が0.45MPa(4.5bar)を超過する場合は、安全弁が開き、処理槽内の水蒸気を建屋内に放出します。この場合、建屋出入口を速やかに閉じ(シャッター等)、燃焼用空気として焼却炉に建屋内の空気を誘引することで、放出された水蒸気の建屋外漏洩を抑制します。
- ⑤ 滅菌処理槽内で凝結した水分等は、建屋内の排水溝に排出され、建屋外には放流されません。排水溝の水はごみピットに流れ込み最終的には焼却炉にて処理されます。
- ⑥ 処理物から発生する臭気については、脱臭剤を散布して軽減を図ります。
- ⑦ 故障等により、受け入れた非感染性の廃プラスチック類について滅菌施設での処分ができない場合、および、滅菌施設による中間処理後の処理物がRPF原料として不適と判断した場合は焼却施設にて中間処理いたします。

7) 肥料及びメタンガスの製造

- ① 製造するメタンガスは外部に漏れることがないよう機密構造とし、ガスとの接触箇所には部材として耐食性のあるSUS316を使用し、メタン発酵槽、各水槽についてはRC構造として内部は防食塗装を施します。
- ② 廃棄物の飛散、流出、悪臭の発散、処理に伴う粉塵を防止するため、廃棄物の降ろし、保管、処理はすべて建屋内(嫌気性発酵処理施設棟)で行います。
- ③ 廃棄物処理に関わる機器はすべて屋内に設置し、騒音及び振動について周囲の生活環境に配慮しています。
- ④ メタン発酵槽、各水槽はRC構造とし、内部のガスに接触する部分は防食塗装を施し、槽内の腐食対策により漏水を防止します。また、各槽の底部及び壁部コンクリートの接続部には止水板を入れ漏水を防止します。
- ⑤ 施設からの排水はありません。メタン発酵処理後に固液分離した液分は肥料(液肥)として近隣農家等で再利用します。
- ⑥ 害虫(蚊、ハエ等)の発生に対しては、殺虫剤を用いて速やかに駆除します。

8) 肥料の製造

- ① 施設建設は鉄筋コンクリート製で、処理物からの滲出水が土壌に浸透することを防ぎます。滲出水は床面に設置した配水管を経て施設建屋が印おピットに集め、施設建屋内で発酵により温不度が上がった状態の処理物に散布し蒸発させます。
- ② 以下により悪臭防止を図ります。
 - ・エアコンプレッサーを使用した送気設備
 - ・投入する木くずを植繊機により前処理

(2) 保管施設において講ずる措置

- 1) 敷地外への悪臭対策として、ごみピットは建屋内に設置しています。
- 2) 廃油タンクや、廃アルカリタンクは消防法に適合した仕様としています。
- 3) 悪臭対策として、汚泥類の保管場所は地下に設置しています。
- 4) 飼料の原料とする動植物性残さ及び製品飼料は他の産業廃棄物とは別の室内に保管し、また蓋付きの容器等に収納して保管し、ハエ、ネズミ等の影響を防ぎます。
- 5) 肥料及びメタン発酵の製造に投入する動植物性残さ、動物のふん尿、汚泥(脱水汚泥)についても専用の建屋(嫌気性発酵処理施設棟)内に保管場所を設置し、悪臭、害虫、ネズミ等の影響を防ぎます。